

静岡市上下水道局からのご案内

(2023年12月発行)

1. 水道・下水道を使用開始・中止される時は

水道・下水道を使用開始・中止される時は、**5日前**までに次のいずれかの方法で必ずご連絡ください。

※ご連絡がないまま水道を使用されると、給水を停止することがあります。

また、家の取り壊しで水道・下水道の使用を中止される時にもご連絡ください。

(1) 電話でのお申し込み

上下水道お客様サービスセンター

TEL:054-251-1132

【受付時間】 平日 8:30～19:00

※土・日・祝日及び12/29～翌1/3は除く

※3月・4月は土・日・祝日の8:30～17:00も受付

★番号のお間違いがないようにおかけください。

★あらかじめ「お客様番号」をお伝えいただくとスムーズです。



(2) インターネットでのお申し込み

上下水道局ホームページから使用開始・中止の届出ができます。「静岡市 水道 申込」で検索するか、右のQRコードを読み取ってください。

【使用開始・中止の申込】 https://www.city.shizuoka.lg.jp/334_000120.html



2. 井戸水使用で公共下水道を使用している時は

(1) 入居・転居の時は、必ずご連絡ください！

井戸水をご使用で公共下水道に排水している住宅や事業所の方には、下水道使用料がかかります。**中止のご連絡がない場合、下水道使用料の請求も続くこととなりますのでご注意ください。**

(2) 人数変更時の届けも忘れずに！

ご家庭で井戸水をご使用でメーターがない世帯は、**世帯の人数**を基に下水道使用料を計算します。世帯の人数に変更があった場合（転勤、進学、結婚、出産など）、上下水道局では住民記録が確認できないため、お早めに上下水道お客様サービスセンターにご連絡ください。

※料金の詳細は「5. 料金等について」をご覧ください。

※過去にさかのぼって変更することはできませんので、ご注意ください。

3. 検針について

2ヶ月に一度（月の前半）、上下水道局が委託した検針員が水道メーターの検針に伺います。正確な検針の実施のため、**メーターボックスの上やその周辺に物を置かないよう**ご協力をお願いします。

※検針が出来ない場合は、「前年同期」・「前回検針」・「前3回検針の平均使用水量」の、いずれかにより水量を認定させていただくことがあります。

4. お支払い方法について

水道料金・下水道使用料のお支払い方法は、口座振替と納入通知書（請求書）の2種類です。

（１）口座振替でのお支払い

【振替日】定例検針日：検針月の翌月16日
再振替日：検針月の翌月末日（定例振替が残高不足による振替不能の場合のみ）

※いずれの場合も、取扱金融機関が休業日のときは翌営業日の振替となります

<新規口座振替の申し込み方法>

（下記の①②③のいずれかの方法でお申し込みください）



①取扱金融機関でのお申し込み

取扱金融機関の窓口にある「口座振替依頼書」でお申し込みができます。

【持ち物】

通帳、お届け印、上下水道の「お客様番号」がわかるもの(例：水道（下水道）使用水量等のお知らせ（検針票）など）

②上下水道局の受付窓口でのお申し込み（ペイジー口座振替受付サービス）

窓口に設置した専用端末にお客さまのキャッシュカード（個人名義の普通口座）を読み込ませ、暗証番号を入力することでお申し込みできます。

【対象金融機関】

静岡銀行／清水銀行／しずおか焼津信用金庫／静岡信用金庫／ゆうちょ銀行／静岡市農業協同組合／清水農業協同組合

※お届け印は不要です。本人以外の方がお手続きする場合は委任状が必要です。

※受付時間や、ご持参いただく身分証及び利用できるキャッシュカード等に条件がありますので、詳細は上下水道お客様サービスセンターへお問合せください。

③郵便でのお申し込み

上下水道お客様サービスセンターにご連絡いただければ、口座振替依頼書・自動払込利用申込書を送付しますので、必要事項を記入のうえお届け印を押印し、お客様サービス課までご返送ください。

※提出された口座振替依頼書について、内容確認のためお電話を差し上げる場合があります。また、手続完了までは納入通知書でのお支払いをお願いします。

（２）納入通知書（請求書）でのお支払い

検針月の翌月第3営業日に「納入通知書（請求書）」を発送します。

<お支払いができる場所>

・下記取扱金融機関（金融機関の統廃合により取扱が変わる場合があります）

みずほ銀行／三菱UFJ銀行／三井住友銀行／静岡銀行／スルガ銀行／清水銀行／静岡中央銀行／名古屋銀行／中京銀行／しずおか焼津信用金庫／静岡信用金庫／島田掛川信用金庫／富士信用金庫／静岡県労働金庫／清水農業協同組合／静岡市農業協同組合／東日本信用漁業協同組合連合会（※静岡県内に限る）／ゆうちょ銀行・郵便局（※口座振替のみ）

・コンビニエンスストア・MMK端末設置店（バーコードがあるもの。納期限内に限る）

・お客様サービス課窓口

（上下水道局庁舎3階、静岡庁舎2階、駿河区役所3階、清水庁舎6階（水道事務所内）。平日の8:30～17:15）

<スマートフォンを使ったお支払い>

下記の決済サービスで、納付書にあるバーコードを読み取ってお支払いができます。

■LINE Pay請求書払い ■楽天銀行コンビニ支払サービス ■PayPay請求書払い ■PayB ■au PAY（請求書支払い） ■d払い請求書払い ■楽天ペイ（請求書払い）

※領収書は発行されませんので、納付履歴は各サービスのアプリ内の支払履歴等でご確認ください。領収書が必要な場合は、コンビニエンスストアや金融機関でお支払いください。

※スマートフォンによる決済に係るアプリのダウンロード及び利用の通信料はご利用者様のご負担となります。

※納付期限内の支払いに限ります。その他、利用可能な上限額は各決済サービスにより異なりますので、ご不明な点等や詳細につきましては各決済サービスの提供事業者までお問い合わせください。

※納入通知書が手元に残るため、支払日をメモするなど、二重払いがないようご注意ください。



納期限までにお支払いがない場合、督促状・催告書などを発送します。また、あらかじめお知らせした上で、給水を停止することがあります。（静岡市水道事業給水条例第38条）

5. 料金等について

水道料金と下水道使用料は、**2ヶ月に一度**、前回検針から今回検針までの分を合算して請求します。ただし、使用期間が2ヶ月に満たない場合は、基本料金・基本使用料を日割りで計算します。

●水道料金<1ヶ月につき(消費税込)>

口径	基本料金(円)	従量料金(使用水量1mにつき)(円)					
		0mを超え 10mまで	10mを超え 20mまで	20mを超え 50mまで	50mを超え 100mまで	100mを超え 500mまで	500mを超える分
13mm	770.00	66.00	117.70	156.20	181.50	201.30	214.50
20mm							
25mm	1100.00						

●下水道使用料<1ヶ月につき(消費税込)>

基本使用料(円)		1017.50
(排出量 使用料 1mにつき (円につき))	0mを超え 10mまで	38.50
	10mを超え 20mまで	137.50
	20mを超え 30mまで	159.50
	30mを超え 50mまで	176.00
	50mを超え 100mまで	192.50
	100mを超え 200mまで	209.00
	200mを超え 500mまで	220.00

●井戸水を使用した場合の

下水道排出量の認定水量(家事用、1ヶ月につき)

世帯人数	認定排出量
1人	11m ³
2人	18m ³
3人	25m ³
4人	29m ³
5人	33m ³
6人以上	33m ³ に5人を超えて1人増えるごとに2m ³ を加算

※公共下水道をご使用されていない方(蒲原・由比地区を含む)は、下水道使用料はかかりません。

※水道水以外(井戸水)をご使用で、公共下水道をご使用されている方は、下水道使用料のみのご請求となります。

※水道水と井戸水を併用されている場合や、上記表(水道料金、下水道使用料)に掲載されていない場合は、「9. お問い合わせ先一覧」②にご連絡ください。

【料金計算例】(定例検針の場合)

水道料金は、使用水量に応じて計算します。

<水道メーター口径20mm、使用水量123m³(※1)の場合(2ヶ月分)>

123m³ ÷ 2ヶ月 = 61m³ (2ヶ月目水量、1m未満切り捨て) 123m³ - 61m³ = 62m³ (1ヶ月目水量)



水道料金	計算区分	1ヶ月目 (62m ³)	2ヶ月目 (61m ³)	下水道使用料	計算区分	1ヶ月目 (62m ³)	2ヶ月目 (61m ³)
		基本料金	770.00		770.00		基本使用料
	0mを超え 10mまで (66.00円×10m ³)	660.00	660.00		0mを超え 10mまで (38.50円×10m ³)	385.00	385.00
	10mを超え 20mまで (117.70円×10m ³)	1,177.00	1,177.00		10mを超え 20mまで (137.50円×10m ³)	1,375.00	1,375.00
	20mを超え 50mまで (156.20円×30m ³)	4,686.00	4,686.00		20mを超え 30mまで (159.50円×10m ³)	1,595.00	1,595.00
	50mを超え 100mまで (1ヶ月目181.50円×12m ³) (2ヶ月目181.50円×11m ³)	2,178.00	1,996.50		30mを超え 50mまで (176.00円×20m ³)	3,520.00	3,520.00
	小計(※2)	9,471	9,289		50mを超え 100mまで (1ヶ月目192.50円×12m ³) (2ヶ月目192.50円×11m ³)	2,310.00	2,117.50
	計	18,760			小計(※2)	10,202	10,010
					計	20,212	

※1 定例検針の際には1m未満は切り捨て

※2 1ヶ月計算後、1円未満の端数切捨て

2ヶ月分の水道料金と下水道使用料の合計 **38,972円**

6. 水が漏れているときは

(1) 道路で水が漏れているとき

「9.お問い合わせ一覧」の④にご連絡ください。

(2) ご自宅の漏水を調べるとき

水道料料金が高くなったと感じたときや、使用水量が極端に増えているときは、蛇口を全て閉めて水道メーターの確認をお願いします。

その状態で、メーターの針や「パイロット」がわずかでも動いていた場合は漏水の可能性があります。



(3) ご自宅の漏水の修理

メーターから蛇口までの間の漏水修理費用は、お客様のご負担になります。漏水かな？と思ったときは、早めのメーター確認をお願いします。

【持ち家の方】→静岡市上下水道局の指定給水装置工事業者に修理依頼

【賃貸の方】→管理会社もしくは大家に連絡

※指定給水装置工事業者かどうかわからない場合は、上下水道局のホームページを確認するか、上下水道お客様サービスセンターにお問い合わせください。

7. 水道メーターの定期取替について

メーターの使用有効期間は、計量法により**8年**と定められているため、期間内で定期的に取り替えておりますので、ご協力をお願いします。

メーターの取替は**上下水道局で負担します**。お客様に経費の請求を行うことはありません。

8. メーターボックスについて

メーターボックスが壊れたときは、**お客様の負担で修理または交換をお願いします**。

9. お問い合わせ先一覧

こんなとき		担 当	電話番号
①	使用開始・中止、口座振替手続きについて	上下水道お客様サービスセンター	054-251-1132
②	水道料金・下水道使用料の使用水量に関すること	お客様サービス課 検針係	054-270-9106
③	水道料金・下水道使用料のお支払いに関するご相談	お客様サービス課 債権管理係	054-270-9100
④	断水、濁り、道路の水漏れなど緊急を要する場合 ※平日夜間 土・日・祝日、年末年始	(葵・駿河区)水道管路課 維持係	054-202-8513
		(清水区)水道事務所 維持係	054-354-2734
		(葵・駿河区)静岡給排水修繕センター	054-248-7812
		(清水区)清水給水修繕センター	054-345-5270
⑤	水道メーターに関すること	お客様サービス課 量水器係	054-270-9136
⑥	水質に関すること	水質管理課	054-363-6651
⑦	その他 水道に関すること	上下水道総務課 総務・調整係	054-270-9121
⑧	下水道受益者負担金に関すること	お客様サービス課 債権管理係	054-270-9207
⑨	その他下水道に関すること	上下水道総務課 総務・調整係	054-270-9121